

## < AIPPI セミナー開催報告 >

### AIPPI・JAPAN セミナー

南米主要国（アルゼンチン、ブラジル、メキシコ）の知的財産に関する最新情報

- 1) 開催日時：2018年11月14日（水）13：30～17：00
- 2) 会場：金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス13階 1301講義室
- 3) 講演者：Cristian Daniel Bittel（クリスチャン・ダニエル・ビッテル）氏  
（Marval, O'Farrell y Mairal（マルヴァール・オファーレルイマイラル）  
法律事務所、アルゼンチン特許弁理士）  
Roberto Carapeto（ロベルト・カラペト）氏  
（Licks（リックス）特許法律事務所、ブラジル弁護士）  
Juan Carlos Amaro（ファン・カルロス・アマロ）氏  
（Becerril, Coca & Becerril（ベセリウコカイベセリウ）法律事務所、メキシコ特許弁理士）

#### 4) 内容

#### 1. アルゼンチンの知的財産最新情報－アルゼンチン知財関連法令の改正および特許審査の迅速化について

【講演者】Cristian Daniel Bittel 氏

##### ①特許法の改正

ラテンアメリカにおいて、TRIPS 協定には、全てラテンアメリカの国々が、加盟しているが、南米南部共同市場（Mercosur）や知的財産庁間協力プロジェクト（Prosur）などは存在するものの、全てのラテンアメリカの国々が加盟しているわけではなく、欧州のような共通した知財制度も存在しない。また、PCT についても、アルゼンチンは加盟をしてない。以前は財産権が尊重されずに特許についても厳しい扱いがされていたが、2015年にマクリ大統領就任以降は改善が進んでいる。

アルゼンチンの特許法は2018年1月に改正された。

改正は、煩雑な事務手続きの簡素化を目的とするもので、これにより、多くの主な書類の提出期限が短縮され、効率化された。例えば、実体審査の請求までの期間は、出願日から起算して36か月であったのが18か月に短縮され、また、優先権書類とその翻訳文、委任状については提出が不要となり、審査官により審査の過程において提出を求められる場合にのみ、提出すれば良いことになった。

また、アルゼンチン産業財産庁は、特許審査を迅速化し、バックログを削減するため、USPTO、EPO、JPO、KPO 及び Prosur との特許審査ハイウェイ（PPH）制度を実施するため協定を締結した。さらに、外国で登録された特許に基づく特許付与手続迅速化の制度も導入し、実態審査を経て登録になったクレームに合わせ、アルゼンチンの特許主題であることを条件として60日以内に特許になる。これらは多く使われており、60%以上の許可率である。

##### ②意匠法の改正

改正に伴い、登録手続きが簡素化され、複数一括出願、分割出願、意匠写真が認められる事になった。また、登録意匠の公告の延期は、登録付与日から最大6か月まで

とすることも定められた。

さらに重要なこととして、登録更新については、存続期間内の最後の6か月（改正前の法律では存続期間が終了する9か月前から6か月前までと定められていた）に申請を行えばよくなり、大幅に容易となった。また、意匠の満了日から意匠権の回復まで、6か月間の猶予期間が設けられることとなった。

図面や明細書、分割要件などについての公式な規則が最近発行された。

### ③商標法の改正

商標法については、登録付与までの審査手続きの迅速化と異議申立手続きの簡素化を目的とする改正が行われた。

先願主義だが先使用が認められる場合があり、出願はクラス毎で、正当な利害が必要である。部分的な不使用取消が産業財産庁で出来るようになり、異議や取消が新たに産業財産庁の役割となった。

異議申立てがある場合は、公告から3か月以内に、当事者（出願人および異議申立人）の間で解決されなければならない。解決しない場合には、アルゼンチン産業財産庁が審決を下す。この審決に不服がある場合は、控訴裁判所に訴えを提起することができるようになった。

## 2. ブラジル知財の最新情報－バックログの解消に向けた取組みと今後の展望

【講演者】 Roberto Carapeto 氏

### ①ブラジルの政治情勢

ブラジルでは10月に大統領選が行われた。次期政権の発足により知財の状況に新たな局面をもたらされる可能性がある。

具体的には、

- ・プロパテント政策
- ・PPH等の、技術的な制限の緩和
- ・ブラジル知的財産庁の体制改善（上級官庁である開発商工省（MDIC）は不明）
- ・マドリッドプロトコルへの加盟
- ・ライセンス契約登録手続きの簡略化

などが挙げられる。

### ②ブラジルの産業財産制度及びブラジル知的財産庁（INPI）

- ・ブラジルの産業財産制度

	特許	実用新案	意匠	商標
審査制度	有		無	有
審査請求	出願から 36 月		無	無
存続期間	出願から 20 年 （最低限、付与 日から 10 年）	出願から 15 年 （最低限、付与 日から 7 年）	出願から 10 年 （5 年ずつ 3 回延長可能）	登録から 10 年 （更新可能）
異議申立	無	無	無	有
無効審判	有	有	有	有

実施/使用義務	3年不実施で強制実施	無	5年不使用で取消の対象
出願言語	ポルトガル語		

・ブラジル知的財産庁（INPI）

INPIの管轄権は広く、産業財産の審査・査定・登録以外に、地理的表示審査・登録、ソフトウェア登記、集積回路登記、技術移転又はフランチャイズ登記、知的財産又は技術に関する情報の普及、知的財産及びイノベーションの教育などの業務も行う。

また、問題点としては、審査官の賃金が低く、技能や賃金の向上を求めている退職者が多い事、知財庁が独立会計でない事等が挙げられる。ブラジル特許庁はEPOの影響を大きく受けており、審査官はEPOファミリーに基づいて審査する。

③ブラジルにおけるバックログの現状

バックログの問題は、ブラジルで最も深刻な問題の一つである。審査官の増員により、決定までの期間が10年3か月となったが、審査を迅速化するための手段の活用が推奨されている。

審査基準の統一により明確性と透明性を向上するとともに、審査前判定実験計画（審査官が許可クレーム案を提案）などが試行されている。

バックログ対策として様々な優先審査制度があり、また、各国と分野限定での特許審査ハイウェイ制度（PPH）を行っているが、利用者にとって有効に機能しており、今後の更なる更新が期待される。更に、滞貨一層を目的として、簡易許可手続きの検討も行っており、パブリックコメントが募集された。

④ブラジルにおける特許化の阻止・無効化と裁判制度

実体審査中であれば第三者はいつでも情報提供を行うことが可能である。特許の付与後は6ヶ月以内に無効審判が可能で、存続期間中は無効訴訟が可能。裁判所は特許無効性（連邦地裁）と侵害性（州の第一審）が別である。

3. メキシコにおける知財の最新情報－メキシコ知財法改正について

【講演者】Juan Carlos Amaro 氏

①メキシコの特許法、意匠法の主な改正項目について

2016年に出願の電子化が始まり、2017年に権利化手続きも電子化されていたが、2018年4月に電子出願についての制度が変更された。この変更には、出願様式の統一、特許の出願公開や実用新案・意匠登録の公開についての規定、特許性に関する第三者情報提供期間の短縮についても含まれている。

この新制度には、ペーパーレスによる手続きの迅速化等という長所と、手数料の支払いに関する規定が不便（銀行の営業時間内のみ）である等の短所があるが、今後の改善が期待される。

また、この改正では、意匠の登録手数料も変更された。主な変更点としては、年金の支払に関して（15年間から5年間、継続的に更新して最大25年間までの延長が可能となった。）、新規性判断の明確化、出願意匠の公開、手数料が実施形態ごととなった等が挙げられる。これに併せて特許出願手数料も変更されている。

## ②米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）について

北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉により、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に改定された。

知的財産に関しては（第 20 章）に以下のような内容が含まれている。

- ・植物保護関連発明・バイオ製薬データ保護期間
- ・特許出願に関する情報開示
- ・審査が遅れた場合の特許期間延長

また、その他、営業秘密、侵害訴訟及び損害額の算定等の規定については、メキシコにおける現行法や医薬承認にでは準拠していないものあり、移行期間中に履行する義務を負うが、今後、立法・司法・行政の各方面において様々な問題点が予想される。

## ③商標法の改正

主な変更点としては、使用宣言書の提出の義務化、非伝統的商標の取り扱い、分類の変更、商標の定義の拡大、セカンダリーミーニング（識別性を欠く標識でも、事業者が多大な投資を行ったことで識別性を得ている場合は、商標として登録を受けられる。）、異議申立ての手続き、悪意の商標出願及び先使用に基づく登録の取消措置の期間延長等が挙げられる。

## ④USMCA において商標及び著作権に関して期待される効果

商標：USMCA では、利害関係者が商標の登録に異議を申し立てたり、商標が一旦登録された場合には、無効請求することが可能な透明性のある手続であるべきであると規定されているが、メキシコは既に異議制度を有している。

また、認定や団体商標に関する規律を制定し、音などの非伝統的商標が登録される可能性を担保することが規定されているが、メキシコでは既にこれら商標は保護されている。

著作権：USMCA では、著作物等の保護期間を著作者の死後少なくとも 70 年とする旨を規定しているが、メキシコにける保護は著作者の死後 100 年である。

また、USMCA は、税関による水際措置について、偽造商標又は著作権侵害の疑いのある著作物については、税関当局が職権で輸入を差止することを認めているが、メキシコの現行法においては、税関職員にこのような権限が与えられてないことから、法改正が必要である。

さらに、USMCA では、ライセンスの有効性や使用状況の確認のために、商標ライセンスの登録を必要としていない。この点はメキシコでは未だ法律はないが、連邦裁判所における基準がある。

本セミナーは、企業知財部や特許事務所にご勤務の方で南米特許に携わる実務者にとって、非常に有意義な内容となった。

参加費：AIPPI・JAPAN 会員 5,000 円（会員以外 10,000 円）。本セミナーでは 25 名以上の参加者にお集まりいただき、成功裡に終了した。

以上